

甲州市建設工事に係る完成図書等電子納品要領

令和2年4月1日制定

(目的)

第1条 この要領は、甲州市が発注する一般土木工事、建築工事、電気通信設備工事及び機械設備工事（以下「建設工事」という。）における完成図書等を電子的手段によって納品することにより、省資源、省スペース化及び業務の効率化を図ることを目的とし、電子納品について必要なことを定める。

(対象建設工事)

第2条 電子納品の対象は、予定価格が500万円以上（消費税を含む。）の建設工事とする。ただし、市長が、特に認めるときは、この限りでない。

(対象範囲)

第3条 電子納品の対象範囲は工事完成図書のうち工事写真とする。ただし、受注者からの申し出があり、市長が認めたときは、工事写真以外についても電子納品することができる。

(基準等)

第4条 電子納品の基準等は、本要領のほか山梨県県土整備部電子納品要領及び山梨県県土整備部電子納品運用マニュアルに準ずるものとする。ただし、建築工事については、山梨県県土整備部電子納品要領（営繕工事編）及び山梨県県土整備部電子納品運用ガイドライン（営繕編）に準ずるものとする。

(写真管理項目)

第5条 写真管理項目はデジタル写真管理情報基準（国土交通省）に準ずるものとする。

2 電子媒体に格納する写真管理ファイル（PHOTO.XML）に記載する写真管理項目のうち、「写真情報」－「撮影工種区分」は、山梨県県土整備部写真管理基準の工事写真分類に従う。

(電子媒体)

第6条 電子納品する際の媒体は、CD-R又はDVD-Rとする。

(デジタル写真作成時の留意点)

第7条 写真の有効画素数は、黒板の文字や確認すべきものが確認できることを前

提に、100万～300万画素程度とし、写真編集は認めない。

(ウイルスチェック)

第8条 受注者は、写真を電子媒体に格納した時点でウイルスチェックを行わなければならない。

(電子納品のチェック)

第9条 受注者は電子成果品を納品する前に、必ず山梨県県土整備部電子納品チェックソフト（以下「電子納品チェックソフト」という。）によりチェックを行い、エラーを解消させ、チェック結果を印刷したものを提出しなければならない。

2 市長は、提出されたチェック結果を確認し、電子媒体管理書とともに契約書類とともに保管する。

(電子媒体管理書)

第10条 受注者は、電子納品する際は、次に掲げる項目を記した電子媒体管理書を市長に提出する。

- (1) 年度
- (2) 契約番号
- (3) 工事名
- (4) 箇所名
- (5) 完成日
- (6) 受注者名
- (7) 発注部署名
- (8) ウィルスチェック情報（使用ソフト、定義ファイル、チェック年月日）
- (9) 協議済エラー内容

2 電子納品チェックソフトのチェックで出力されたエラーのうち、受発注者間で協議の結果、やむを得ないものと判断された内容については、協議日、エラー内容、協議の内容を示したコメントを記載する。

3 市長は、前2項の規定により提出された電子媒体管理書を契約書類と共に保管するものとする。

(提出部数)

第11条 電子媒体は、1部を納品する。

2 電子媒体の他に工事写真のうち着工前、完成及び施工状況のわかる写真の一部を

紙媒体にて1部納品する。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。